



ひと、くらし、みらいのために

## 厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表  
平成27年11月18日

### 【照会先】

山梨労働局 労働基準部 賃金室  
賃金室長 島谷 浩  
賃金指導官 伊勢井裕之  
(電話)055-225-2854

## 山梨県特定最低賃金が変わります！

- 1 山梨労働局（局長 能坂 正徳）は、平成27年11月18日、下記のとおり、山梨県特定最低賃金の改正決定をした。本日付けで官報公示され、平成27年12月18日から発効する。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
・1時間 **834円**（現行 819円、+15円）

効力発生日は平成27年12月18日

- 2 山梨労働局では、山梨地方最低賃金審議会より、特定の業種である「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に適用される最低賃金額に係る答申を受け、平成27年10月20日、最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により答申内容の要旨を公示した。  
今回、締め切り日である11月4日までに異議の申出がなかったため、本日、山梨地方最低賃金審議会答申どおりの引上げ決定を行い、官報に公示され、上記の最低賃金額が、平成27年12月18日から発効することとなった。（ ）
- 3 特定最低賃金適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、本年10月1日から「737円」が適用されている。

山梨労働局では、改定された最低賃金額の周知を図るため、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関等に周知の依頼をするとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図っていくこととしている。

（ ） 原則として同金額以上支払わなければ、法違反となる。

# 山梨県の最低賃金

1 山梨県内で働く労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

		時間額	効力発生日
山梨県最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されます。但し、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	<b>737円</b>	平成27年10月1日
特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>834円</b>	平成27年12月18日
	自動車・同附属品製造業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">予 定</span>	<b>843円</b>	平成27年12月25日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者については、最低賃金の減額特例が認められます。

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者の場合等、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は、特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

4 特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

## 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

**適用の範囲：** (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業 (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

**適用除外：** (1)18歳未満又は65歳以上の者  
(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。)  
(3)次に掲げる業務に主として従事する者  
「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。  
① 清掃又は片付けの業務  
② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務  
③ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

## 自動車・同附属品製造業最低賃金

**適用の範囲：** (1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

**適用除外：** (1)18歳未満又は65歳以上の者  
(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。)  
(3)次に掲げる業務に主として従事する者  
「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。  
① 清掃又は片付けの業務  
② 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、シッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)  
③ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

お問い合わせは、山梨労働局賃金室(055-225-2854)

甲府労働基準監督署(055-224-5616)

都留労働基準監督署(0554-43-2195)

躰沢労働基準監督署(0556-22-3181)

# 使ってみよう！「業務改善助成金」

「業務改善助成金」は、賃金改善計画を作成し、助成金申請を山梨労働局長あて行う等の一定の条件はあるものの、条件を満たせば業務改善（生産性の向上が見込める機器、設備などのハードはもちろん、社員の研修、就業規則の整備などのソフト面まで含んだもの）に要した経費の2分の1を助成するものです。設備の改善などを検討中の企業にとっては改善資金調達の一助となり、十分なメリットがある助成金です。詳細は以下のとおりですが、設備改善等の予定があれば、ご検討・活用を！

山梨県内に事業場を置く中小企業事業主が、事業場内の最も低い時間給を40円以上引き上げる計画を作成し、実施する中小企業事業主に対して、賃金引上げのための業務改善に要する経費について助成金を交付する制度です。

## ◎支給要件

下表の「業種」に応じて①又は②のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

（※助成金申請時に時間給等で800円未満の労働者を使用している必要があります。）

## ◎助成額

- ・業務改善経費の2分の1（※常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場は4分の3）
- ・上限額は100万円～150万円

① 最も低い賃金額を40円以上引き上げた場合	● 上限額は100万円
② 10人以上（時間給800円未満）の賃金額を60円以上引き上げた場合	● 10人から14人引き上げた場合の上限額は130万円 ● 15人から19人引き上げた場合の上限額は140万円 ● 20人以上引き上げた場合の上限額は150万円

## ◎こんな業務改善が申請されています。

介護事業で施設風呂場入り口の段差改修工事を行った。入所者を車いすのまま風呂場の中まで移動でき、入浴業務が効率的に行うことができ、労働能率の増進が図られる。

# 労務（賃金制度他）や経営（業務改善）に係る相談は、最低賃金総合相談支援センターへ！

「山梨県最低賃金総合相談支援センター」では、労務改善のみでなく経営・業務改善も含めたワンストップ相談を行っています。ここでは、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家の派遣も無料でを行っています。労務・業務改善でお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

山梨県最低賃金総合相談支援センター 電話 055 - 237 - 3215（山梨県中小企業会館4階）

## 賃金相談承ります。（賃金相談室のご案内）

「賃金体系を変更したい。」「退職金制度をどうしようか。」「基本給や手当の決め方は？」など、企業からの賃金・退職金制度等に関するお悩み相談を賃金相談員（社会保険労務士）が承ります。

○賃金相談室（山梨労働局内）の開設は、原則として第1、3金曜日。（電話予約制）

○相談時間は、午前9時～午後4時（12時～13時は休み）

※相談内容は秘密厳守、また相談費用はかかりません。お気軽にご相談ください。

お問い合わせは、山梨労働局賃金室（055 - 225 - 2854）まで